第89回行政苦情救済推進会議 議事概要

- 1 日時: 平成25年3月7日(木) 14:00~15:00
- 2 場 所:中央合同庁舎第2号館 総務省1002会議室
- 3 出席者

座長大森彌秋山收幸子加藤陸美昇小早川光郎松尾邦弘

(総務省) 行政評価局長 宮島 守男 大臣官房審議官 岩田 一彦 行政相談課長 田名邊 賢治 行政相談業務室長 花田 聡

4 議題

- (1) 事案
 - ① 行政書士試験の出願後における試験会場の変更(新規)
 - ② 災害共済給付金の支給対象の明確化(新規)
 - ③ 有料道路における障害者割引に係る登録車両台数の拡大等(継続)
- (2) 報告
 - ① 地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進(あっせん)
 - ② 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収(あっせん)
 - ③ 特殊定期乗車券の払戻し(回答)
 - ④ 保管場所証明(車庫証明)手続の簡素化(回答)

5 議事概要

- (1) 事案
 - ① 行政書士試験の出願後における試験会場の変更
 - 〈〈事案の概要〉〉

平成 24 年度の行政書士試験の受験手続をインターネットで行ったが、転勤により、出願時に申し込んでいた試験場での受験が困難になった。このため、当

該試験を実施している財団法人行政書士試験研究センターに対して試験会場の変更を求めたが、会場の変更は認めていないということであった。

私のように転勤等で試験会場の変更を希望する者もいると思うので試験場の変更を認めてほしい。

(大森座長)

行政書士の試験会場は、どのような場所で実施しているのか。

(事務局)

資料にあるとおり、1都道府県あたり1会場となっており、受験者数が多い 都道府県は複数会場ある。

(松尾委員)

試験会場の変更を認めない理由は何か。

(事務局)

自治行政局は、試験事務の実施に混乱が生じるとしている。具体的には、会場に空きがあるのか、試験監督官を増やす必要があるのか、あるいは、試験問題の送付した部数を調整するなどの事務が煩瑣になることで混乱すると説明している。

(松尾委員)

会場の変更を直前に言われると、会場が足りなくなるなどの都合があると思うが、試験地変更の申出が相当期間前であれば、どうかと思う。変更できないのは、一つの判断基準で、前日とか、いろいろな期間によって対応も変わるだろうと思う。

その場合に、変更を認めることによって生じる事務で変わると思うが、そこは期間の制限を設けているのではないか。例えば、司法試験は変更を認めているが、いつまでに試験地変更を申し出るのか。

(事務局)

司法試験は、試験実施の1か月半くらい前までは認めている。弁理士試験は、 出願者数が少ないので、具体的にいつまでにとは決めていない。社会保険労務 士試験は締切り月の翌月末までは、変更を認めている。これらは、出願期間が 終わってから試験が実施される間に相当な期間があるので、認めていると思う。 (秋山委員)

行政書士試験の出願期間は33日と長く、その後64日間期間を経て、試験を 行っている。

資料にある司法書士、税理士から公認会計士までは、出願期間は11日だが、 試験実施までの期間があることは同じで、出願期間が短く出願締切り後から試 験日までの期間が短いものについては、変更を認めていない。

その場合、33 日という期間を、例えば、税理士試験などのように10日ない

し 15 日にすれば、司法書士、税理士から公認会計士までのグループに入って変更を認めないで良いようになるのか、それとも64日という期間があるので、その間変更を認めてあげたらどうかという議論になるのか。行政書士試験は、このグループの中で中間的な位置づけである。

(加賀美委員)

64 日間という期間であれば、その中で色々なことが起きると考えられる。それでも、正当な理由があっても変更できないとなっている。

(事務局)

受験者側の都合によるものは、認めないという形になっており、試験案内に も明確に書かれている。

(加賀美委員)

一定期間より前までは、変更は困難ではないと思うが。

(事務局)

全部の試験の受付業務を比較して確認したわけではないが、行政書士試験に おいては、願書が到着するごとに、どこの会場で、受験番号が何番というのを 確定しているようである。受付後に受験会場を変えたいという申出が来ると、 番号が飛ぶ、あるいは、試験会場を変更することで事務が煩瑣になると言って いると考えている。

(秋山委員)

事務局の説明では、社会保険労務士は、試験会場の変更を認めており、行政 書士試験に匹敵するくらい受験者数が多いが、それでも試験地変更の申出は、 年間数件という話である。それが実態だと思うが。

(谷委員)

絶対に変更を認めないということは、問題なのではないか。何もかもが拒否ではなくて、正当な理由があれば認めるという制度にしないといけない。

(小早川委員)

大学や司法試験の経験から話すと、厳格に行う試験の場合、途中で変更があると、現場は非常に大変だと思う。受け付けて座席を決めると、会場の受験者数は何名で、この受験者の受験番号は何番だということが決まる。それが後に変わるとなると色々大変だということは理解出来るが、64 日前に確定する必要はない。試験問題用紙や答案用紙の配布部数の作業をもう少し後で行えばいいのであり、それまでは変更を認めても事務的にも何も問題がないのではないかと思う。64 日前に確定してしまうというところに一つ問題があるような気がする。

(松尾委員)

司法試験の経験からいうと、問題、答案用紙は部数を正確に数えて、東京から試験会場に持って行った。予備も1%くらい入れていたと思う。A会場から

B会場へ1、2人程度変更するのであれば、予備の範囲内であるが、多くの人数が試験会場を変更すると、配布枚数の計算作業をやり直し、試験問題を送り直す必要がある。そのようなことが生じるおそれがあるならば、それはリスクとして大きくなるし、試験会場も余裕がない。大人数の受験者が試験会場を変更すると、その試験会場で試験が出来なくなる可能性があるので、少なくとも試験会場の変更ができる期間又は出願締切り後から試験日までの期間がいると思う。全く認めないというのではなくて、試験実施前のどこまで認めるかという問題である。全ての期間について、一切認めないというのは、やり過ぎだと思う。

(大森座長)

試験研究センターで実際の業務が具体的にどのようになっているのか調べていただき、こういう点について改善の余地があるのであれば、次回の会議で議論することにする。今日の段階でどうすればいいかと決めるのは難しい。

(加藤委員)

資料を見ると、試験地変更を認めている試験は、出願期間が終了してから試験までの期間が相当空いている。そこにある程度の理由があると思うが、全く認めない理由は、名簿を整理しなければならないこと、松尾委員が言ったように、問題・答案用紙の数を決定しないといけないことがあると思う。試験実施前1カ月間ぐらいは固定しないと無理だろうと思うが、何ヶ月前なら試験地変更を認めたら良いかというとなかなか難しい。

行政書士について議論をすると、他の国家試験への影響も考えないといけないので、もう少し調べた方がいいと思う。

(大森座長)

そこは、事務局の方で調べていただきたい。

(事務局)

今回の行政書士試験は、出願後から試験日までの期間が 64 日間というところが、議論となったが、33 日間の出願期間中でも同じ状況が生じる。つまり、1日に出願したけれど、2週間後に異動になる理由が出てきてしまった、そのような場合にも変更が認められない。2通目の申込書をまず認めるかどうか、2通目の申込書を出した代わりに最初の申込書は取り消して、お金を戻してもらえるのかという議論もあると思うので、確認する。

(小早川委員)

出願期間の33日が終わるまでは、問題の配布部数も試験会場の手配もできないので、そこまでは会場変更を認める必要があると思う。

(大森座長)

今日の議論を踏まえて、次回の会議でも議論を進めるものとする。

② 災害共済給付金の支給対象の明確化

〈〈事案の概要〉〉

県立A高校(以下「A高校」という。)に通学している3年生の娘が、同校内で実施された模擬テストを受験後、帰宅途中で交通事故に遭い、右手首を骨折し、病院で通院治療を受けた。

このため、災害共済給付金の請求に必要な書類を、A高校を通じて県教育委員会(以下「県教委」という。)に提出したが、同教委からは業者が行う模擬テストは災害共済給付金の対象外と言われ書類も返却された。

模擬テストは、A高校の校舎を使い、同校の教員が立ち会っていることから、 学校行事の一環であると考えられるので、災害共済給付金が支給されるように してほしい。

(秋山委員)

本件は、文科省の事務次官通知で説明している業者テストに該当するのか。 (事務局)

民間事業者が実施し、学校が問題の作成等をしていない点では、業者テストに該当すると思う。

(秋山委員)

次官通知では、中学校は業者テストに関与することを厳に慎むべきでありと 書いており、業者テストを一律に禁止しているようには読めない。一方で、申 出の学校においては、教育計画の中で位置づけているのか。

(事務局)

そのとおりである。

(松尾委員)

模擬テストの他にも、学校では教育として外部に委託しているようなものが あるのか。年間計画では、専門業者に委託しているものはあるのか。

(事務局)

公務員模試や就職模試が外部業者に委託しているものだと思う。

(松尾委員)

学校の教室を使って、委託業者のものに参加しなさいと言って、生徒が参加 している。

(事務局)

本件の場合は、高校3年生を対象として模擬テストを実施している。

(秋山委員)

出題と採点は業者に委託しているが、学校が生徒を集めて、試験をやっていることになるのか。

(事務局)

そのとおりである。

(加賀美委員)

学校のテストとは別に、業者による試験を実施しているところはとても多い と聞くがどうか。

(事務局)

学校の試験だけでは、進路、進学を考えるときの指導できる判断材料にならないと聞いたことがある。

都会であれば、予備校が主体でやっているが、田舎に行くと、業者のテストを活用して、生徒の成績がどういうレベルにあるのかをみるために業者テストを利用すると聞いたことがある。

(松尾委員)

学校が関与した行事で、帰りに生徒が事故にあった場合の線引きをどこかで しておくべきではないか。模試だけで議論すると相当限定されてしまうと思う。 (秋山委員)

松尾委員が言うように、実態と基準を示すような方向で解決するのがよいと 思う。

(小早川委員)

文科省は、模試はだめだと言っていて、センターはそれに過剰反応して模試に関わることは給付できませんと判断している気がする。先生が受けた方がいいと言えば、生徒が受けるのは当たり前である。曖昧なのは、学校で模試をどのように位置づけているのかということだが、予定表には模試の開催が欄外に書いてあるが、日程が書いていない。

(小早川委員)

学校としては、模試は勧めてはいるけれども、学校の行事ではないということかもしれない。予定表でも欄外に書いてあって、どの日にやるのか書いてない。

(大森座長)

疑問や意見が出ているので、次回までにどれくらい判明するか事務局で調査 してほしい。

(小早川委員)

登下校中の事故は補償の対象になるのか。

(事務局)

土曜、日曜でも、部活動のように学校長が認めているようなものであれば、 校舎内でも、登下校でも対象になる。

(秋山委員)

本件は、原付で通学しているが。

(事務局)

確認していないが、田舎の学校なので、通学手段がないのかもしれない。少なくとも、通学手段が不適当だから出さないということは聞いていない。

③ 有料道路における障害者割引に係る登録車両台数の拡大等

〈〈事案の概要〉〉

有料道路の障害者割引の対象車両について、あらかじめ登録した自家用自動車1台に限定され不便であり、改善してほしい。または、障害者本人が乗車していれば、登録車両に関係なく割引が適用されるよう改善してほしい。

(松尾委員)

身体障害者でも就業している人がいることから、業務上の移動と区別がつかないから拡大できないという理由はないか。

(事務局)

障害者に有料道路の割引を認めているのは、病院に行くとか非常に限定的であったが、病院に行くか、レジャーに行くかは、実際は区別がつかないから、そこまでは認めていた。しかし、仕事で毎日使うとなると、障害者が仕事で使うのは割引で、健常者は有料というのは、はっきりした理由がないし、事業者にとっては減収になるので、無限に広がることは考えていない。

(松尾委員)

障害者が病院に行くと言えば、割引になり、仕事で使うと言えば割引ができないということは、言い方次第で変わるのか。

(事務局)

実際にはわからないので、本人や家族の車に限定して福祉事務所で番号を登録することにより、割引を認めている。車に会社名が書いてあれば認められないが、軽トラックの場合は見た目だけではわからない。しかし、属人的に割引を認めると区別ができなくなるので難しいとのことである。

(秋山委員)

これは、厚生労働省の障害者支援になると思うが、厚生労働省はどのように 考えているか。

(事務局)

前回も説明したが、本件については、国交省の考え方に異論を言うつもりは ないと言っている。

(大森座長)

引き続き、事務局で事例収集を行い、場合によっては、会議で再び議論することとする。

- (2) 報告
 - ① 地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進(あっせん)
 - ② 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収(あっせん)
 - ③ 特殊定期乗車券の払戻し(回答)
 - ④ 保管場所証明(車庫証明)手続の簡素化(回答)
- ※委員から発言なし。

以上